

三木 由希子様



行政文書の開示請求に係る決定について (通知)

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表 (別紙) のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等
「対イラク武力行使に関する我が国の対応 (検証結果)」報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録
2. 開示請求番号 2015-00011
3. 開示請求受付日 平成 27年01月13日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) 第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) 以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京地方裁判所

[備考]

1	行政文書の名称等：平成23年8月10日衆議院外務委員会速記録
	決定区分：開示

開示実施可能な媒体の種類別：文書または図画

数量：1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：10円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

2	行政文書の名称等：発言応答要領等
	決定区分：部分開示
	決定に係る該当条項：5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由：理由1及び3のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別：文書または図画

数量：146枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：1,460円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：1,460円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

3	行政文書の名称等：公電等(関係国とのやりとり等)①
	決定区分：部分開示
	決定に係る該当条項：5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由：理由1, 2及び3のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別：文書または図画

数量：92枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：920円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：920円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

4	行政文書の名称等：公電等(関係国とのやりとり等)②
	決定区分：部分開示
	決定に係る該当条項：5条1号, 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由：理由1, 2, 3及び5のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別：文書または図画

数量：88枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：880円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：880円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

5	行政文書の名称等：イラク戦争関連資料①
	決定区分：部分開示
	決定に係る該当条項：5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由：理由1及び3のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別：文書または図画

数量：149枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：1,490円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付場合：1,490円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

6	行政文書の名称等： イラク戦争関連資料②
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号, 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由： 理由1, 3及び5のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 445枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：4,450円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：4,450円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

7	行政文書の名称等： 報告書
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号
	決定理由： 理由4のとおり。

8	行政文書の名称等： 報告書案①
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号
	決定理由： 理由4のとおり。

9	行政文書の名称等： 国会答弁等
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号, 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由： 理由1, 3及び5のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 344枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：3,440円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：3,440円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

10	行政文書の名称等： 公電等(関係国とのやりとり等)③
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号, 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由： 理由1, 2, 3及び5のとおり。

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 234枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：2,340円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：2,340円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

11	行政文書の名称等： 報告書案②
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号
	決定理由： 理由4のとおり。

12	行政文書の名称等： イラク検証関連資料①
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号
	決定理由： 理由4のとおり。

13	行政文書の名称等： イラク戦争関連資料③
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由： 理由1及び3のとおり。

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 410枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：4,100円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：4,100円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

14	行政文書の名称等： 公電等(関係国とのやりとり等)④
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条1号, 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由： 理由1, 2及び5のとおり。

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 218枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：2,180円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：2,180円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

15	行政文書の名称等： イラク検証関連資料②
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号
	決定理由： 理由4のとおり。

16	行政文書の名称等： 対外公表文
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 6枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：60円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：60円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

17	行政文書の名称等： 対外公表案
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号
	決定理由： 理由4のとおり。

18	行政文書の名称等： 公電(各国とのやりとり)④
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号, 5条5号, 5条6号
	決定理由： 理由1, 2及び3のとおり。

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 8枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。
全部 一部 (希望する部分：)
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：80円
全部 一部 (希望する部分：)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：80円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分：)
 複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

19	行政文書の名称等： イラク戦争関連資料④
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種別： 文書または図画

数量： 10枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分：)

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：100円

全部 一部 (希望する部分：)

3. スキャナにより読み取ってきた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：100円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分：)複写する媒体： FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

不開示理由一覧

2015-00011		法5条 該当号	
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・文書2 (7～48頁目, 54 ～166頁目, 171～205 頁目, 211～229頁目, 2 37～248頁目, 261～2 64頁目, 266～291頁目, 295頁目, 299頁目, 306 ～308頁目) ・文書3 (1～36頁目, 42 ～56頁目, 87～114頁目, 116～367頁目, 384～ 391頁目, 394～398頁 目, 404～410頁目, 415 ～420頁目, 423～446 頁目, 452～606頁目) ・文書4 (1～314頁目, 3 30～332頁目, 347～3 51頁目, 353～421頁目, 427～431頁目, 434～ 483頁目, 501～505頁 目, 512～515頁目, 518 ～520頁目, 534～537 頁目) ・文書5 (1～1 24頁目, 137～171頁目, 176～179頁目, 181, 182頁目, 244～256頁 目, 264～265頁目, 267 ～269頁目, 271～286 頁目, 291～309頁目, 3 14～318頁目, 321～3 22頁目, 325～335頁目, 344～355頁目, 376～ 403頁目, 426～514頁 目) ・文書6 (1～78頁目, 84 頁目, 97～109頁目, 135 ～172頁目, 188～199 頁目, 312頁目, 423～4 28頁目, 435～454頁目, 459～460頁目, 469～ 473頁目, 489～490頁 目, 502～505頁目, 518 ～521頁目, 531頁目, 5 35頁目, 537頁目, 538 頁目, 548～552頁目, 6 13～614頁目, 625～6 37頁目) ・文書9 (177～223頁目) ・文書10 (151～163頁目, 185 ～197頁目, 200, 201 頁目, 214～218頁目, 2 36～265頁目, 268～4 60頁目, 491～527頁目) ・文書13 (18～29頁目) 	<p>公にしないことを前提とした関係国等との協議に関 する情報であり、公にすることにより、関係国との 信頼関係を損なうおそれがあるとともに、政府部内 の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあ るため、不開示としました。</p>	3号, 5号
2	<ul style="list-style-type: none"> ・文書3, 4, 10, 14, 18 <p>(総番号, 発受信時刻, パター ンコード, 配布先一覧)</p>	<p>現在外務省が使用している電信システムの内部の処 理・管理に係る情報であり、公にすることにより、 電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、 国の安全が害されるおそれ、交渉上不利を被るお それ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため、不開示としました。</p>	3号, 6号

3	<p>・文書2, 3, 4, 5, 6, 9, 10, 13, 18</p> <p>(担当官の内線番号又は直通番号)</p>	<p>公表慣行のない当省職員の電話番号に関する情報であり、公にすることにより、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。</p>	6号
4	<p>文書7, 8, 11, 12, 15, 17</p>	<p>公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるととも、当該文書は我が国政府部内の協議の内容に関する記録であって、公にすることにより政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示としました。</p>	3号, 5号
5	<p>・文書4 (543頁目)</p> <p>・文書6 (533頁目理由3以外の不開示部分, 648頁目)</p> <p>・文書9 (169頁目下から1, 2行目)</p> <p>・文書10 (80頁目, 204頁目本文5行目, 206頁目本文2行目)</p> <p>・文書14 (31頁目, 100頁目)</p>	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、公表慣行のあるものを除き、不開示としました。</p>	1号

《説明事項》

開示請求番号：2015-00011

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ①平成27年02月13日～平成27年03月16日（土日祝日及び年末年始を除く。）
9時45分から17時30分まで（12時30分から13時30分を除く。）
（なお、受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで。）

②外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

【「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法について】

- ①開示の実施方法等は、「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書について希望する開示の実施方法等を選択／記入してください。
- ②必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や、部分毎に異なる方法を選択／記入すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは「閲覧」する等）もできます。
- ③ある方法による開示実施を受けた後に、別の方法による開示実施を受けることもできます。この場合、最初に開示実施を受けた日から30日以内に、「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

【開示実施手数料の算定】

- ①基本額
- ・「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、選択した開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。
- ②媒体料金
- ・CD-R、DVD-R又はフロッピーディスクでの交付を希望される場合は、媒体料金を加えてください。
 - ・各媒体料金は以下のとおりです。
CD-R（1枚）：100円、DVD-R（1枚）：120円、フロッピーディスク（1枚）：50円
- ③開示請求手数料の控除（今回の控除額は300円となります。）
- ・上記①、②の合計から今回の控除額（最大で開示請求の際に納付した開示請求手数料）を差し引いた額が納付する開示実施手数料です。

【開示実施手数料の納付】

- ①開示実施手数料相当額の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。
- ②「行政文書の開示の実施方法等申出書」を、外交記録・情報公開室窓口で持参される場合には、現金による納付が可能です。

【開示実施手数料の減免（免除）】

- ①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。
- ②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【郵送料の納付】

- ①写しの送付を希望する場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の場所にその旨を記入してください。この場合、開示実施手数料の他に郵送料（郵便切手）が必要になります。
- ②郵送料の算定は、写しの送付を希望される行政文書の数量を合計した上で、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考にして計算してください。
- ・重量は、A4版用紙1枚43g、封筒（定型外）1枚30gとして計算してください。
 - ・記憶媒体で交付の場合は、CD-R及びDVD-Rはそれぞれ1枚100g、フロッピーディスクは1枚50gとして計算してください。
 - ・複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。
- ③郵送料の現金による納付はできません。

【参考】（紙媒体の場合の参考手数料です。）

- ①開示実施の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料
- ・すべて白黒で複写したものの交付： 21,210 円（内訳：実施手数料 21,510円 - 控除額 300円）
 - ・閲覧： 1,900 円（内訳：実施手数料 2,200円 - 控除額 300円）
- ②開示実施の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額）
- 郵送料（見込み額） 810 円（ゆうパック）

【その他】

- ①外交記録・情報公開室窓口において開示の実施を受ける場合には、かならず本通知書を御持参ください。
- ②開示の実施方法、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、御不明な点がございましたら、外交記録・情報公開室まで御連絡ください。